

昭和二十五年十二月八日受領
答弁第一〇〇号

(質問の 一〇〇)

内閣衆質第一〇〇号

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出大橋法務総裁の醜聞に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員横田甚太郎君提出大橋法務総裁の醜聞に関する質問に対する答弁書

昭和二十一年九月二十日附L・D三五号により二重煙突二五万呎の調達要求があり、同年十二月九日、戦災復興院は、商工省の生産指示に基き、足利板金工業組合（その後足利工業株式会社に改組されて現存している。）に対し全量の発注契約を行い、その後特別調達庁発足に伴い、右の契約も同庁に移管された。その後右発注品は昭和二十三年九月三十日全量が納入せられ同年十二月二十八日代金が支拂われたこととなつてゐるが、納入にあたり現品の検収事務等に遺憾の点があつたため納品不足となり二、〇〇〇万円過拂の結果を生じてゐる。この点については、会計検査院において調査の上、昭和二十三年度決算非難事項として第六回国会に提出せられ、更に引続き詳細に審査が行われたのであるが、特別調達庁においても主に各責任者の処分、過拂金の回収につき最善を盡しており、現在のところは問題はすでに一段落してゐる。

右契約の発注、代金の支拂等に関し質問に挙げているようなうわさについては、関知していない。刑事

事件として検察庁において取調べを行ったことはない。

右答弁する。